

責任無能力者の精神施設への収容継続要件

——アメリカ合衆国連邦最高裁フューチャ判決——

林 美月子

目次

- 一 はじめに
- 二 事実の概要
- 三 判旨
- 四 解説

一 はじめに

責任無能力制度には批判が多い。その中でも、危険な精神障害者が無罪とされ、民事収容されても早期に退院させられてしまうという批判は、それが必ずしも現実と一致しないことがあるとはいえ、根強いものといえよう。一九八四年には連邦でも包括的犯罪規制法(四二四三條)⁽¹⁾が、責任無能力者で一定の危険性を示す者に対する精神施設への刑事収容制度を新設したことは記憶に新しい。アメリカ合衆国ではこのような制度は一般的といえる。このような制度

をめぐっては、收容手続きにおいて收容要件の挙証責任を負うのは州か対象者か、どの程度の証明が必要か、收容要件の定期的審査は必要か、退院手続きでの挙証責任はどうか等が問題とされてきた⁽²⁾。しかし、最も重要なのは收容要件である。そして、その收容要件はさらに收容目的との関連で捉えられる。一般には精神障害と精神障害による社会への危険性が要件とされる。また、目的は本人の治療と本人及び社会をその危険性から保護することとされる⁽³⁾。しかし、そこから先は、精神障害と危険性を並列的に捉えて、危険性のみでも保安的な收容が可能であるとする立場と、危険性が精神障害に基づくものである場合に治療を通じて危険性を除去するのが目的である以上、精神障害でなければ危険性のみでは收容できないとの立場に分かれ得る。本判決は後者の立場をとるものとして注目に値する⁽⁴⁾。わが国には責任無能力後の刑事收容制度はない。しかし、改正刑法草案九八条は保安処分を規定している。その立案過程では、保安に重点を置いてその範囲内で治療・看護に役立たせようとする案と、治療・看護に重点を置き、それがひいては再犯の防止・保安に役立つとする案が出されたが、前者が採択されて草案となったのである⁽⁵⁾。その後、草案の規定には対象となる罪種の限定等の修正が加えられたが、なお批判が強い。本判決は責任無能力後の收容の基本的な捉え方を示すものとして、わが国のこれからの制度を考える上でも重要なものといえよう。

(1) 拙稿・情動行為と責任能力(平成三年)二七七頁以下。

(2) 拙稿・情動行為と責任能力三〇七頁以下、三四三頁以下。

(3) Jones v. United States, 463 U. S. 354, 358. 本判決については拙稿・情動行為と責任能力二七九頁、三〇七頁以下。

(4) Foucha v. Louisiana, 112 S. Ct. 1780 (1992).

(5) 西原春夫「保安処分」刑法改正の研究1概論・総則(平場安治・平野龍一編・昭和四七年)三四五頁。中山研一・刑法改正と保

安処分(昭和六一年)九六頁以下、一〇七頁以下、一三七頁以下参照。

二 事実の概要

フューチャは加重侵入窃盗罪（ルイジアナ州刑法一四・六〇条）及び銃器不法使用罪（同法一四・九四条）で起訴された⁽⁶⁾。彼は責任無能力による無罪を主張したので、二人の医師が公判前に鑑定し、訴訟無能力とされた。しかし、四カ月後の鑑定は、フューチャは犯行時には薬物による精神障害であったが、現在は訴訟能力があったため、審問（hearing）がなされ、trial courtは一九八四年一〇月一二日に、マクノートン・ルールによる責任無能力規定（同法一四・一四条）にしたがって責任無能力とした。さらに、現在も精神障害があり、自己及び他人に危険であるとして、医師による退院勧告及び裁判所の退院命令があるまで East Feliciana Forensic Facility への収容を命じた（同州刑事訴訟法六五四条）。

一九八八年に Feliciana の施設長は裁判所に退院勧告をした。施設の三名の医師によるパネルはフューチャには収容時から精神障害はなく、プロベイションや薬物の不使用等を条件とする退院が相当であるとした。trial judge は公判前に鑑定をした二名の医師による委員会を設置した。二人はフューチャは精神障害から回復しているが、退院した場合に自己及び他人に危険がないとは確証できないとした。一人の医師は審問で次のように証言した。すなわち、フューチャは収容時にはおそらく薬物による精神障害であったが、現在はその一時的状態から回復しており、精神障害や神経症ではなく、精神的に健康であるが、反社会的性格であり、これは精神障害ではなく治療もできないとした。フューチャは Feliciana の施設で五、六回喧嘩をしている。trial court はフューチャは自己及び他人に危険であるとして退院を認めなかった（同州刑事訴訟法六五七条）。控訴裁判所も supervisory writs を認めず、ルイジアナ州最高裁もこれを支持した⁽⁷⁾。ルイジアナ州最高裁は、退院の審問では被収容者が退院しても自己又は他人に危険ではないことの

挙証責任を負っているがこの挙証がなされていないこと、ジョーンズ判決 (Jones v. United States, 463 U. S. 354, 103 S. Ct. 3043, 77 L. Ed 2d 694 (1983)) も本件での退院を要求するものではないこと、危険性のみを理由とする収容を許容する法律は合衆国憲法の適正手続条項及び平等保護条項に反するものではないことを根拠とする。これに対して連邦最高裁はサーシオレイライを認めた。

(9) 事実の概要については、Foucha v. Louisiana, 112 S. Ct., at 1782-1783.

(7) State v. Foucha, 563 So. 2d 1138 (La. 1990).

三 判 旨

原判決破棄。連邦最高裁は、責任無能力とされた者について施設の審査委員会が精神障害ではないとして条件付退院を勧告しているにも拘らず、被收容者の反社会的性格に基づく収容継続を許容するルイジアナ州法は適正手続条項に反するとした。

〔ホワイト裁判官の法廷意見、ブラックマン、ステイーヴンス、オコナー、スーターの各裁判官が同調〕

法廷意見は適正手続条項及び平等保護条項違反を理由とする。⁽⁸⁾

① 適正手続条項違反

民事収容手続では、州が明白かつ確信的証拠によって、被收容者の精神障害の存在と収容が被收容者の福祉及び他人の保護の為に必要であることを証明しなければならぬ (Addington v. Texas, 441 U. S. 418, 99 S. Ct. 1804, 60 L. Ed. 2d 323 (1979))。これに対して刑事の責任無能力後の収容手続では、犯行の存在と精神障害の故の犯行であることの証

明があれば、とくに後者は被告人側が証明するのであるから、判決時の精神障害と危険性が導かれ、そのまま収容が認められる (Jones v. United States, 463 U. S., at 363, 103 S. Ct., at 3049)。しかし、精神障害から回復するか又は危険性がなくなれば収容継続できないことはジョーンズ判決も認めている (Jones v. United States, 463 U. S., at 368, 370, 103 S. Ct., at 3052, 3053, O'Connor v. Donaldson, 422 U. S. 563, 95 S. Ct. 2486, 45 L. Ed. 2d 396 (1975))。

第一に、フューチャを非任意に収容するには民事収容手続が必要である。受刑者も精神障害についての相当な手続による証明なしには精神施設に移送されない (Vitek v. Jones, 445 U. S. 480, 100 S. Ct. 1254, 63 L. Ed. 2d 552 (1980))。適正手続条項は収容の性質が収容目的と合理的関係にあることを要求するのである。フューチャが収容されるべきであるとしても、精神障害ではないので精神障害者としては収容されるべきではない。

第二に、フューチャはもはや責任無能力として精神施設に収容できないのであるなら、フューチャには収容の理由を示す憲法上適正な手続についての権利がある。訴訟無能力者も精神障害及び訴訟能力が回復するか否か決定するに十分な期間のみ収容でき、これを越える収容には民事収容手続が必要である (Jackson v. Indiana, 406 U. S. 715, 92 S. Ct. 1845, 32 L. Ed. 2d 435 (1972))。

第三に、適正手続条項には、その手続の公正さとは関係なく、州の恣意的な wrongful 行為を禁止するという実体的要素が含まれる。身体的拘束からの自由は常に適正手続条項によって州の恣意的行為から守られるべき自由の核心である。もちろん州はその警察的権力によって、抑止と広報の目的で有罪とされた者を刑務所に収容できる。しかし、フューチャは有罪ではないので処罰はできない。民事収容もありうるが、州はその要件を証明していない。たしかに、予防的拘束もある (Bail Reform Act, 1984)。しかし、これは特定の暴力犯罪・重大犯罪・常習犯罪について、被逮捕者によるさらなる犯罪を予防する州の利益が優越する特に緊急の事態に限るし、また、州は対審的審問において明白

かつ確信的証拠によって、釈放にどのような条件をつけても社会又は人々の安全を合理的に保障できないこと、すなわち、被逮捕者は個人又は社会に対して特定の明白な脅威を示すことを証明しなければならない。また、被逮捕者には即座に審問を受ける権利があり、拘束期間も迅速裁判法の厳格な制限を受ける。拘束場所も受刑者や未決勾留者と分けられる (United States v. Salerno, 481 U. S. 739, 107 S. Ct. 2095, 95 L. Ed. 2d 697 (1987))。これに対して、フューチャには州が明白かつ確信的証拠によって社会への危険性について挙証責任を負う対審的審問を受ける権利がなく、フューチャの側で危険でないことを証明しなければならない。本件では医師はフューチャが自己又は他人に危険でないと進んで確証する気になれないという。これは精神施設への不定期の収容からの自由というフューチャの憲法上の権利を奪うには不十分である。また、期間についても、州は、フューチャは犯罪を犯し、現在は反社会的性格で時々暴力を揮い、治療できないので不定期収容できるといふ。しかし、これを認めれば、刑期を終了した受刑者もその反社会的性格の故に収容できることになってしまう。ルイジアナ州のような、現在は精神障害ではないが他人に危険でないことを証明できない責任無能力者の不定期収容を許す見解は採用できない。

② 平等保護条項違反

刑期を終了する受刑者の多くもフューチャと同様の人格障害があるだろうが、州法はそのような者を危険性のみを理由として収容継続することはできない。さらに、そのような者を刑期を越えて収容しようとするなら、民事収容手続によって、州が明白かつ確信的証拠によって精神障害と危険性を証明しなければならぬ。精神障害者や有罪判決を受けた精神障害には保障される手続的保護が、なぜ現在は精神障害のない責任無能力者には否定されるのか原審も州も理由を示していない。

〔オコナー裁判官の補足意見〕⁽⁹⁾

第一に、本判決は当該規定のように、現在は精神障害のない責任無能力者の精神施設への不定期収容を広く認める規定のみを対象としていることを強調したい。本判決はルイジアナ州は、精神的健康を回復した危険な責任無能力者をおよそ収容し得ないとはしていない。ジョーンズ判決で示されたように、犯行は危険性の具体的証拠であり、また、精神障害についての知識や治療の不確実性からすると、危険性と精神障害の関係についての合理的な立法判断には敬意を払うべきである。したがって、ルイジアナ州が精神障害による無罪の判決から、精神障害でなくなった後も危険性を導いていることには敬意を払う。つまり、ルイジアナ州でもそのような場合の収容は可能であるが、対象者の継続する危険性に対する社会の安全への関心を反映するように、収容の性質や期間が設定されなければならない。精神障害者としての収容はできない。また、犯した犯罪の種類を考慮しない収容もできない。例えば、非暴力犯罪や比較的軽微な犯罪が唯一の危険性の証拠である場合には、精神障害ではなく、責任無能力者の自由が優越する。また、平等条項からして、責任無能力とされたが現在は精神障害のない者を同じ犯罪の受刑者よりも長期間収容できるかには重大な疑問がある。

第二に、本判決は、精神障害を有罪判決に対する抗弁とするか、どの程度の抗弁とするかについての州の決定権を制限するものではない。もし、州が、精神障害は量刑で考慮するにすぎないとするなら、本判決はその妨げとはならない。

第三に、大多数の州は法廷意見と同様の見解に基づく制度を設けている。トマス裁判官の反対意見はルイジアナ州法と同様の立法が一一州でなされているとする。しかし、すでに二州では精神障害ではなくなった場合の退院を認めるように改正され、三州は期間や施設を限定している。残りの六州の中で二州はすべての犯罪要素が証明されていな

くても收容を認めるもので、これは反対意見でも well fail であろう。

「ケネディ裁判官の反対意見。レンクイスト裁判官が同調」⁽¹⁰⁾

拘束からの自由は自由の基本的定義に本質的であることは認めるが、本件での州法の收容要件は合法的で伝統的な州の利益に一致する。

犯罪要素については州が合理的な疑いを容れない程度に証明しなければならない。しかし、責任能力は犯罪要素とは関係ない。犯罪要素について州の証明があれば、州は何らかの合理的理由に基づいて対象者を拘束できる。責任無能力による無罪は単なる無罪とは異なるのである。本判決はフューチャをその意思に反して精神施設に收容することは、民事收容手続による現在の精神障害と危険性の決定なしにはできないとする。しかし、これはジョーンズ判決が、適正手続条項は刑事判決の後の自動收容を許しているとしたことと反する (Jones v. United States, 463 U. S., at 366, 103 S. Ct. at 3050-3051)。刑事收容と民事收容の相違は、刑事手続の保護はより厚いこと、刑事收容では犯行の証明があることで単なる idiosyncratic behavior による收容の危険性がないこと、民事收容は主として本人の保護というパレンス・パトリエを理由とするが刑事收容では社会の安全を理由とすること等から認められるべきである。また、民事收容は将来の行動についての予測に基づくので、現在は精神障害ではないことは重要であるが、刑事收容では過去の責任無能力と犯行が本質的であるので、現在は精神障害ではないことは重要ではない。さらに、ジョーンズ判決の場合のように、ダラム・ルールの下では精神障害の故の犯行と言えるが、本件のようにマクノートン・ルールによる場合はそうは言えない。

ルイジアナ州のように危険性のみに基づく責任無能力者の收容は模範刑法典及び少なくとも一一州で認められてい

る。また、仮釈放では受刑者が危険性の無いことを証明しなければならぬとする州法もあり、保安的拘束（*capacitive incarceration*）の合理性は放棄できない。法廷意見及びオコナー裁判官の補足意見は収容の条件によっては合憲になりうるとするが先例があげられていない。本件ではフューチャは法定刑の三分の一の期間も収容されていないのであるから、法廷意見が不定期収容を言う点は本件とは関係ない。

「トマス裁判官の反対意見。レンクイスト、スカリア両裁判官が同調」⁽¹¹⁾

① 法廷意見のいう適正手続について

法廷意見は責任無能力者としての収容ができないなら民事収容手続によらねばならないとする。これは平等保護と同じ議論である。しかし、これには賛成できない。責任無能力者と民事収容者の間には手続の相違を正当化する現実的で合理的な区別がある。ジョーンズ判決では、第一に、議会は責任無能力による無罪の判決を収容時の精神障害と危険性を導く合理的基礎として得ることから、たとえ現在は精神障害がないとしても責任無能力者の自動収容を認めた。第二に、責任無能力者自身が犯行は精神障害によると主張しているので誤りの危険はあまれ考えられず、また、犯行の証明があるので単なる *idiosyncratic behavior* による収容の危険性もないことから、民事収容手続のような、州側での明白かつ確信的証拠による精神障害と危険性の証明は不要であるとした（*Jones v. United States*, 463 U. S., at 366-368, 103 S. Ct. at 3050-3052）。本判決は責任無能力者が精神障害から回復するやいなやこの区別はなくなるとする。しかし、まず、精神医学の現状からすると精神障害からの回復の診断が正確とは言えない。また、両者の区別については責任無能力者はすでに反社会的行為をしたことが重要であり、その者に現在も精神障害があるかは重要ではない。さらに、責任無能力の抗弁の濫用を防止するためにも、州は危険性のある責任無能力者の継続収容ができる。ルイジ

アナ州と同様の危険性のみに基づく責任無能力者の收容は模範刑法典及び少なくとも一州で認められている。民事收容手続によるべきといっても、フューチャは精神障害ではない以上民事收容はできない。また、法廷意見は *Vitek v. Jones*, 445 U. S. 480, 100 S. Ct. 1254, 63 L. Ed. 2d 552 (1980) を引用するが、この判決の場合と異なり、フューチャのように責任無能力を主張し精神施設に数年收容された者が、精神障害から回復した後も收容継続されたからといって違憲となる程にステイグマタイズされたとは言えない。

② 実体的適正手続について

まず、法廷意見はどのような実体的権利が侵害されたのか明らかにしていない。精神障害から回復した後の收容が問題なのか、精神施設での不定期間の收容が問題なのか不明確である。また、適正か否かの基準は、收容の性質と收容目的が合理的関係にあるか否かなのか、收容規定が注意深く限定されているか否かなのかも不明確である。しかし、いずれにしろ、実体的適正手続条項違反ではない。

第一に、受刑者の拘束からも明らかのように、すべての者にすべての場面で適用され得る身体的拘束からの自由の権利というものはない。責任無能力者にもそのような権利はなく、多くの州で危険な責任無能力者の継続收容を認めている。また、精神障害者の非任意收容について、判例はその実体 (substance) の厳格な審査をするというよりも、收容目的との合理的関係を問題にしてきた。ジョーンズ判決も精神障害から回復した後にも收容できるかが争点となつたのではなく、精神障害から回復するまで又は危険性がなくなるまでの收容という議会の選択した手段が、精神障害者の治療と危険性からの社会の保護という議会の目的に合致しているかが問題となつたのである。法廷意見は、*United States v. Salerno*, 481 U. S. 739, 107 S. Ct. 2095, 95 L. Ed. 2d 697 (1987) 及び *Jackson v. Indiana*, 406 U.

S. 715, 92 S. Ct. 1845, 32 L. Ed. 2d 435 (1972)を引用するが、これらでは、州は犯行を合理的な疑いを容れない程度に証明していない点で本件とは異なる。もし、法廷意見が身体的拘束からの自由に対するあらゆる制限を厳格に審査するなら、ジョーンズ判決が認めた自動収容も、精神障害から回復しまた危険ではない者も収容する点で、厳格な審査に耐えられず、違憲になってしまうであろう。

第二に、精神施設への不定期収容についてである。不定期収容といっても、被収容者や施設長の請求による退院審査はあるのであるから、退院の基準を充足しない限りで不定期収容になるにすぎず、それならジョーンズ判決の場合も同様であるが、ジョーンズ判決はこれを違憲とはしていない。さらに、フューチャは八年間収容されているが、もし有罪であったなら刑期は三二年である。したがって、たとえ刑期を収容の上限としたとしても二四年は収容され得る。つまり、法廷意見が当該規定を違憲としたのは、フューチャ以外の者が法定刑を越える期間収容される可能性があるからになる。しかし、この理由は当該規定を違憲とするには不十分である。

最後に、多くの州は危険な責任無能力者の継続収容を規定しているが、精神障害から回復した後他施設に移送されるとはしていないのであり、移送の権利があるとはいえない。この移送は政策の問題である。適正手続条項は連邦の裁判官の政策的好みに州が従うことを要求しはしない。

(8) *Foucha v. Louisiana*, 112 S. Ct., at 1781-1789.

(9) *Id.* at 1789-1791.

(10) *Id.* at 1791-1797.

(11) *Id.* at 1797-1809.

四 解 説

(一) 本件で問題となったのはルイジアナ州の責任無能力者の精神施設への刑事収容制度である。責任無能力を言い渡した裁判所は死刑を法定刑とする犯罪の場合には州立又は私立の精神施設収容を命じる。その他の重罪の場合には parish jail 又は私立の精神施設収容を命じた後に直ちに contradictory hearing を開く。退院が他人又は本人への危険なしにはできない場合には、州立又は私立の精神施設収容を命じる。この審問では退院が自己又は他人にとって危険でないことの举证責任は被収容者にある(ルイジアナ州刑事訴訟法六五四条)。このようにして、収容が開始された後は、被収容者又は施設長の請求により審査委員会の退院勧告を通して、裁判所は contradictory hearing を開き得るが、そこでも举证責任は被収容者にある(同法六五五条、六五七条)。本判決はこのように自己又は他人に危険性がないことを証明できない限り、たとえ精神障害からは回復していても退院できないとする規定を合衆国憲法の適正手続条項及び平等保護条項違反とした。

(二) 本判決の論点は大別すると二点になるように思われる。

① 第一は民事収容手続との関係である。ケネディ裁判官の反対意見が言うように、法廷意見が平等保護条項違反としてあげている論点でもある。

まず、法廷意見は、受刑者が刑期を終了する時に反社会的性格で危険であることが多いとしても、民事収容手続によることなしには収容されないこととの比較で、責任無能力者も精神障害から回復したなら民事収容手続によらねばならず、危険性のみで収容されることはないとする。これに対して、トマス裁判官の反対意見は、受刑者の場合は民事収容手続が必要であるが、責任無能力者の場合には民事収容手続によらずに、危険性のみを根拠に収容できるとす

る。しかし、そうすると、法廷意見が指摘するように、犯行時に責任能力があり、現在危険な者が釈放されるのに、犯行時の責任無能力者は現在危険であれば不定期間収容されるという不均衡をもたらす。そこで逆に、受刑者の方も不定期間収容することも考えられるが、これは現在の司法制度と一致しない⁽¹²⁾。また、法廷意見に対して、受刑者がパロールを受けるには受刑者側で社会に危険でないことを証明しなければならぬので、刑事収容で同様の要求をしても平等保護に反しないとの見解⁽¹³⁾もあるが、受刑者の場合はいずれにしろ刑期は越え得ない。さらに、責任無能力者は犯行時に精神障害ではない受刑者とは異なるので同様には扱えないとの見解⁽¹⁴⁾もあるが、受刑者と同様に処遇すべきだということではなく、収容が収容目的と関係が無くなったときには民事収容手続が必要だということである。

次に法廷意見は、*Jackson v. Indiana*⁽¹⁵⁾が、訴訟無能力者で訴訟能力を回復する可能性がない場合には不定期間収容を継続できず、民事収容手続が必要としたこととの比較で、本件でも民事収容手続が必要だとする。これに対して、トマス裁判官の反対意見は、責任無能力後の収容では犯行の存在が証明されている点で、訴訟無能力者の場合と決定的に異なるとする。フューチャの場合には刑事裁判所で弁護人の弁護をうけて責任無能力の抗弁を主張したのであり、恣意的な収容の危険性は少なく、従って民事収容手続のように州が明白かつ確信的証拠で精神障害と危険性を証明する必要がないとする。しかし、責任無能力者は犯行を行なったとしても無罪なのであり、少なくともルイジアナ州では無罪である。また、本件で問題となっているのは収容手続ではなく退院手続なのである⁽¹⁶⁾。法廷意見もジョーンズ判決に従い、民事収容と責任無能力後の刑事収容が異なることは認め、後者では犯行の存在と被告側での犯行時の精神障害の証明から収容時の精神障害と危険性を導きだし、自動収容を認めるのである。ただ、収容中に精神障害ではなくなった以上、責任無能力後の精神障害と危険性を要件とする収容は継続できず、訴訟無能力による収容ができなくなった場合と同様に、民事収容手続によるべきだとするのである⁽¹⁷⁾。

② 第二は実体的適正手続に関する論点である。まず、トマス裁判官の反対意見が指摘するように、身体的拘束からの自由といっても受刑者の例から明らかかなように、全くの身体的拘束からの自由についての基本的権利というものはないであろう。そこで、収容の性質と収容目的に少なくとも合理的関係があるかが重要になってくる。⁽¹⁸⁾ *Vitek v. Jones*⁽¹⁹⁾を引用する。この判決は精神施設への収容は受刑とは質的に異なるので、受刑中に精神障害と診断された重罪犯罪者を審問なしに自動的に精神病院に移送するのは合衆国憲法修正一四條違反だとしたものである。これに対して、トマス裁判官の反対意見は、責任無能力を主張できた者はすでにその判決によってステイグマタイズされるので、その後精神施設に収容継続されたからといってほとんど害にならないとする。この判決の場合は対象者は責任無能力を主張していないが、フューチャはその主張をし、その主張に基づいて収容開始された以上、収容継続される結果として社会的不利益を蒙ってもしかたがないというのである。しかし、現在は精神障害ではない以上、精神障害者として収容されるのはやはりステイグマタイズである。

法廷意見は責任無能力後の収容の目的を精神障害による危険性を示す者に対して、精神障害の治療を行なうことによつて危険性を除去することと捉えているものと思われる。これに対して、ケネディ及びトマス裁判官の反対意見は精神障害の治療という目的と危険性からの社会の保護という目的を並列的に捉えているといえる。この目的の捉え方の相違はジョーンズ判決の先例としての意義の捉え方にも表れている。トマス裁判官の反対意見はジョーンズ判決の争点は、責任無能力者の収容期間は犯罪の法定刑を限度とするかにあつたので、収容期間は法定刑とは関係なく、精神障害と危険性の継続の有無によるとしただけで、本件のような退院の基準については何も言っていないとする。これに対して法廷意見は、ジョーンズ判決は収容の外部的限界、つまり精神障害又は危険性がなくなれば退院を認めねばならないことを示しているとするのである。⁽²⁰⁾

たしかに、危険性のみを理由とする拘束制度はある。United States v. Salerno⁽²¹⁾は、二件の謀殺共謀罪で逮捕された暴力団長が一九八四年の Bail Reform Act (合衆国刑法典一八章二一五四条以下)により、犯罪の重大性と危険性の高さに基づいて拘束し得るとされた。しかし、法廷意見が指摘するように、この法律は対象を最も重大な犯罪に限り、また、審問では州が明白かつ確信的証拠によって、個人又は社会への特定の明白な脅威を証明しなければならぬ。さらに、期間も迅速裁判法による限定がある。これに対して、本件のルイジアナ州法にはそのような限定はない。なお、法廷意見及びオコナー裁判官の補足意見が限定をすればルイジアナ州法の規定も合憲となりうるかのように述べるところは矛盾があるようにも思われる。どのような条件を付けようとするかは州が明白かつ確信的証拠によって明白な危険性の拳証責任を負うことにしても⁽²²⁾、精神障害のない者を精神施設に収容することはできないというのが法廷意見の前提であったはずである⁽²³⁾。オコナー裁判官の補足意見も限定について述べた後に、結局は、精神障害でない者を精神施設に収容することはできないとしている。

③ トマス裁判官の反対意見が、危険性のみを理由とする責任無能力後の収容は模範刑法典や一一州で認められているとする点については、模範刑法典の一九八五年の説明書は民事収容手続では精神障害がないときには退院させねばならないのに⁽²⁴⁾、責任無能力後の収容については危険性があれば退院できないとすることに憲法上の疑問があるとする⁽²⁵⁾。また、一一州のうち二州は判例で精神障害がなければ退院させねばならないと解釈し、オコナー裁判官の補足意見も指摘するように、二州は改正し、三州(但し、一州は右の判例による解釈も行なう)収容期間等を限定している。結局、危険性のみを理由とする責任無能力後の収容はほとんど支持されていないのである⁽²⁶⁾。

本判決の効果として、第一に、責任無能力を装っておいて後に、もはや精神障害ではないと主張して刑罰も収容も

免れる者が多くなることが懸念される。これに対しては、詐病を見抜く診断の方法を確立する以外にないであろう。また、犯行時の薬物による精神障害で責任無能力を主張しておいて、後に薬物を止めて退院しようとするような場合に対しては、薬物による自招の精神障害については責任無能力の抗弁を認めないように立法又は判例による解釈をすべきであろう。さらに、本判決の効果として、早期に退院して犯行を繰り返すような者が多くなれば責任無能力の抗弁を制限する立法に至るともされる。⁽²⁷⁾ たしかに、メンズレア・アプローチのように責任無能力の抗弁を廃止することには疑問がある。しかし、危険性のみを理由とする收容継続にはより強い疑問がある。

なお、解決策としてミシガン州のような「有罪だが精神障害である (Guilty But Mentally III)」という判決方式の導入が提案されている。⁽²⁸⁾ しかし、この判決方式は通常、精神障害の程度が責任無能力に至らない者に適用されるので、⁽²⁹⁾ 責任無能力とされる者については本件のような問題は残る。また、責任無能力及び危険性の判断を医学用語によらずに法律用語で規定すべきとの提案もある。⁽³⁰⁾ たしかに、責任無能力の判断は法律判断であるが、危険性の故のみで法律上の精神障害であるとするには疑問がある。

(二) 本件は精神障害ではないがある程度の危険性を示す者が対象となっていることから、責任無能力後の刑事收容の限界を示しているともいえる。しかし、責任無能力後の刑事收容は、責任無能力者の中で精神障害による一定の危険性を示す者に治療を保障することによって社会を危険から保護する制度である。したがって、精神障害がない者の收容継続はできない。責任無能力者を無罪とする制度を前提とする限り、アメリカ法曹協会の指摘するように、⁽³¹⁾ 危険性のみで收容するのは無罪であるのに自由刑を科すのに等しいといえよう。

(12) Foucha v. Louisiana, 112 S. Ct. 1780, 1787 note 6.

(13) Note, Limiting the scope of state power to confine insanity acquittees; Foucha v. Louisiana, 28 Tulsa Law Journal 537, 549

- (1993).
- (14) *Id.* at 550.
- (15) Jackson v. Indiana, 406 U. S. 715, 92 S. Ct. 1845, 32 L. Ed. 2d 435 (1972).
- (16) Eulis Simien, *Criminal Law and Procedure*: 1991-92 in Review, 53 *Louisiana Law Review* 803, 806 (1993).
- (17) *Id.* at 806.
- (18) 実体的適正手続の判断枠組について Note, *Fouteenth Amendments—continued confinement of insanity acquitees*, 83 *Journal of Criminal Law and Criminology* 945, 972 (1993); *The Supreme Court—Leading Cases*, 106 *Harvard Law Review* 163, 210 (1992).
- (19) *Vitek v. Jones*, 445 U. S. 480, 100 S. Ct. 1254, 63 L. Ed. 2d 552 (1980).
- (20) *Foucha v. Louisiana*, 112 S. Ct. at 1784 note 5. 449 トレー裁判官と基本的と同様の見解をよびなぬことについて Note, *Foucha v. Louisiana: Confinement based on dangerousness alone*, 37 *Saint Louis University Law Journal* 731, 741-746, 750-753 (1993).
- (21) *United States v. Salerno*, 481 U. S. 739, 107 S. Ct. 2095, 95 L. Ed. 2d 697 (1987).
- (22) 基本的には、犯行と審問との時間的間隔を考慮して、収容開始の審問においても退院の審問においても、州が明白かつ確信的証拠によつて精神障害と危険性を証明すべきである。拙稿・情動行為と責任能力三四六頁。
- (23) Note, *supra* (18) at 960, 968, 971, 974 (1993).
- (24) See, *O'Connor v. Donaldson*, 422 U. S. 563, 95 S. Ct. 2586, 45 L. Ed. 2d 396 (1975).
- (25) *Model Penal Code Official Draft and Explanatory Notes*, p. 72 (1985); *Model Penal Code and Commentaries Part I*, vol. 2, p. 260 (1985).
- (26) *Foucha v. Louisiana*, 112 S. Ct. at 1787-1788 note 6.
- (27) Note, *supra* note (13) at 552.
- (28) *Id.* at 552-554.
- (29) 拙稿・情動行為と責任能力二二一頁以下。
- (30) Note, *supra* note (13) at 554-556.

- (25) American Bar Association Standing Committee on Association Standards for Criminal Justice, Proposed Criminal Justice Mental Health Standards, p. 414, 1984.